

鴻介第1263号
令和2年10月26日

介護保険サービス事業所 御中

鴻巣市健康福祉部介護保険課長

居住地以外の地域密着型サービス事業所の利用について

平素より本市の介護保険行政の推進に際し、ご理解ご協力を賜りありがとうございます。

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにする目的で整備されており、原則として事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できます。

そのため、鴻巣市の被保険者は市外の地域密着型サービスを利用することは出来ず、同様に鴻巣市以外の被保険者は鴻巣市の地域密着型サービスを利用することはできません。

例外として、やむを得ない理由により居住市町村以外の地域密着型サービス利用を希望する場合、当該市町村の同意を得ることで利用が可能となります。

しかしながら、やむを得ない理由によらない利用や、同意を得ていない状態での利用開始など不適切な事例が散見されますので、再度市外の地域密着型サービスの利用について確認していただきますようお願いいたします。

別紙1及び、別紙2にて、鴻巣市の被保険者が鴻巣市外の地域密着型サービスを利用する場合及び、鴻巣市以外の被保険者が鴻巣市の地域密着型サービスを利用する場合についてまとめましたので、参考にしてください。

なお、上記の場合によらず、住所地特例対象施設入所（居）者は地域密着型通所介護等の特定地域密着型サービスが利用可能です。

【担当・問い合わせ先】

鴻巣市 健康福祉部 介護保険課

事業者担当 島村

TEL：048-541-1321（内線 2679、2683）

FAX：048-541-1328

e-mail：kaigo@city.kounosu.saitama.jp

居住地以外の地域密着型サービス事業所を利用する際の流れについて

○鴻巣市の被保険者が鴻巣市以外の地域密着型サービスを利用する場合

(別紙1を参照)

- ①本人またはケアマネジャー等が、利用を希望する事業所に受け入れが可能か確認。
 - ②受け入れ可能の場合、鴻巣市に「地域密着型サービス事業者（市外）利用申請書」を提出する。
 - ③鴻巣市から利用希望事業所が所在する市町村（以下、他市町村と呼称）に事業所指定について協議書を送付。
 - ④他市町村が利用について検討し、結果を鴻巣市に通知。
 - ⑤他市町村から利用の同意が得られた場合、鴻巣市が利用希望事業所に指定申請書を提出するよう案内。
 - ⑥鴻巣市が利用希望事業所を指定し、利用を開始。
- ※②～⑥の手続きには一定の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

○鴻巣市以外の被保険者が鴻巣市の地域密着型サービスを利用する場合

(別紙2を参照)

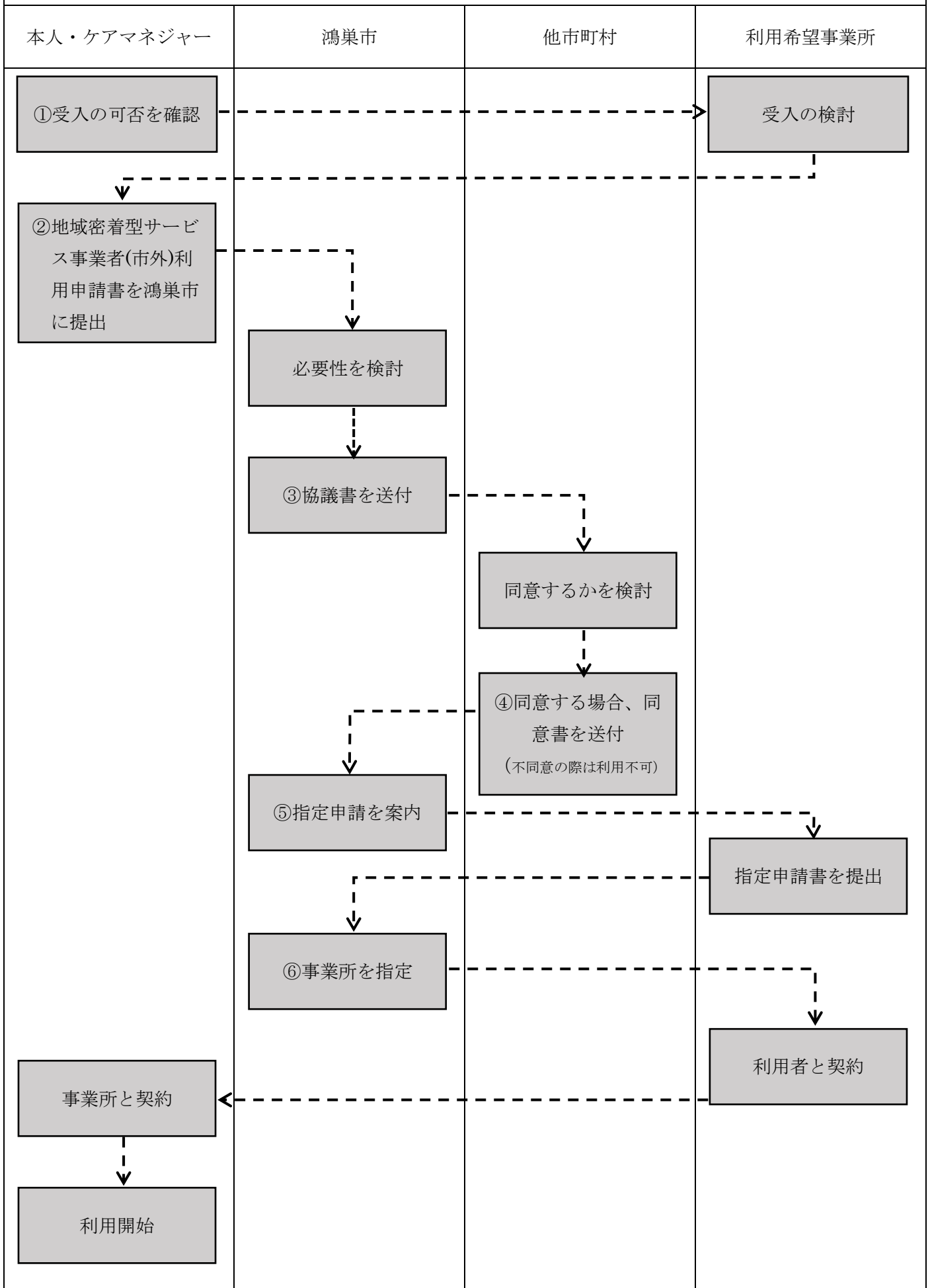
- ①本人またはケアマネジャー等が、利用を希望する事業所に受け入れが可能か確認。
 - ②受け入れ可能の場合、本人の住所地市町村（以下、他市町村と呼称）に利用希望について相談する。
 - ③他市町村から鴻巣市に事業所指定について協議書を送付。
 - ④鴻巣市が利用について検討し、結果を他市町村に通知。
 - ⑤鴻巣市が利用について同意した場合、他市町村が利用希望事業所に指定申請書を提出するよう案内。
 - ⑥他市町村が利用希望事業所を指定し、利用を開始。
- ※手続きに要する期間等の詳細は、他市町村にお問い合わせください。

やむを得ない理由の例

1. 住所地の市町村に所在する地域密着型サービスの定員に空きがない場合
2. 利用を希望するサービスが鴻巣市に存在しない場合
3. 利用者本人が、配偶者等からの暴力のため、他市町村に居住している場合
4. 利用者本人の心身の状況等により、その事業所を利用する理由があるとき
5. 利用を希望するサービスが、介護保険制度の改正等に伴い地域密着型サービスに位置付けられたサービスであって、改正前から引き続き利用している場合

等

鴻巣市の被保険者が他市町村の地域密着型サービス事業所を利用する場合 (別紙1)



他市町村の被保険者が鴻巣市の地域密着型サービス事業所を利用する場合 (別紙2)

